

専門医 様

現在かかっている病気が軽快し、他の園児への感染の恐れがなくなりましたら、お手数ですが保護者へ「登園可能」の旨を指導し、下記の登園許可証に記入をお願い致します。

## 登園許可書(意見書)

病名(主治医記入欄・・・該当に○印をお願いします。) 児童氏名 \_\_\_\_\_

医師の 診断が 必要な 病症状	インフルエンザ	百日咳	麻疹(はしか)	風疹(三日はしか)
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	水痘(水ぼうそう)	髄膜炎菌性髄膜炎	結核
	アデノウイルス感染症 咽頭結膜炎(プール熱)	アデノウイルス感染症 流行性角結膜炎(流行り目)	急性出血性結膜炎	RSウイルス
	感染性胃腸炎 (ノロウイルス)	感染性胃腸炎 (アデノウイルス)	感染性胃腸炎 (ロタウイルス)	その他感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)
	溶連菌感染症	腸管出血性大腸炎 (O-157、O-23等)	伝染性紅斑(りんご病)	ヘルパンギーナ
	手足口病	マイコプラズマ感染症	伝染性膿痂疹(とびひ)	ウィルス性肝炎
	頭しらみ	水いぼ(伝染性軟属腫)	突発性発疹症	熱痙攣(ねつけいれん)
	新型コロナウイルス (新型肺炎)	その他感染症( )		

これらの病気・症状が発症し、状態の重軽度に関わらず、園内での感染の発生や流行の大きさによって、登園を控えるのが望ましい場合は保護者への説明の上、ご記入をお願いします。厚労省の感染症ガイドライン以外の病状に関しても別に園独自の規定に基づいて、登園に際し許可書(医療機関の許可)を求めさせていただきます。

登園してもよいと認められる月日

年 月 日 から

登園後の注意すべき事項  
※薬の処方等、特記すべき指示事項に関しては別紙、投薬指示書にご記入をお願い致します。

[ ]

年 月 日

医療機関名

医師名



### ※注意事項※

- ①上記の基準は厚労省の感染症ガイドライン以外の病状に関しても別に園独自の規定に基づいて設定しています。
- ②登園許可書の様式を違う様式にて使用された場合、登園をお断りする場合があります。
- ③医療機関名、医師名、印鑑の記載がない場合、登園をお断りする場合があります。
- ④感染力の強い病気に関しては、濃厚接触者が感染した場合、登園をお断りする場合があります。